

関係機関との協議結果

県・市	担当課	意 見	対 応
野木町	都市整備課	・野木町うるおいのあるまちづくり条例に基づく駐車場整備台数を確保し、完了後3週間以内に完了届を提出すること。（野木町うるおいのあるまちづくり条例） ・町道に面した出入口部について、別途協議すること。 ・野木町うるおいのあるまちづくり条例に基づく植栽本数を確保し、完了後3週間以内に完了届を提出すること。（野木町うるおいのあるまちづくり条例） ・野木町うるおいのあるまちづくり条例に基づく大規模建築物届出をすること。 ・駐車場法届出の可否の協議はしましたが、駐車場法第11条の話はお伝えしていないので、改めて野木町うるおいのあるまちづくり条例に加えて施行令技術基準の遵守をすること。	・野木町うるおいのあるまちづくり条例に基づく駐車場整備台数を確保し、完了後3週間以内に完了届を提出します。 ・出入口部について、別途、協議を行います。 ・野木町うるおいのあるまちづくり条例に基づく植栽本数を確保し、完了後3週間以内に完了届を提出します。 ・野木町うるおいのあるまちづくり条例に基づく大規模建築物届出を行います。 ・野木町うるおいのあるまちづくり条例に加えて施行令技術基準を遵守した計画とします。
野木町	上下水道課	・雨水抑制要綱手続きをすること。	・雨水抑制要綱手続きを行います。
野木町	生活環境課	・特定建設作業を行う場合は、7日前までに届け出ること。工事に伴う、騒音・振動・粉じん対策には万全を期すこと。（騒音規制法、振動規制法） ・工事に伴い排出される廃棄物は、すべて自社処分とし、付近の環境を害さないこと。事業に伴い排出される廃棄物は適正に処理すること。（廃棄物の処理及び、清掃に関する法律、野木町廃棄物の処理及び、清掃に関する条例） ・カーボンニュートラルに資する設備、施策等を積極的に取り入れ、町からのCO2排出削減等に前向きに取り組んでいただきたい。（野木町地球温暖化対策実行計画（区域施策編））	・特定建設作業を行う場合は、7日前までに届け出を行います。工事に伴う、騒音・振動・粉じん対策には十分配慮いたします。 ・法律及び条例を遵守し、廃棄物の適正処理に努めます。また、店舗から排出される廃棄物等は資源物と廃棄物とが混在しないよう分別保管を徹底いたします。 ・カーボンニュートラルに資する設備、施策等を積極的に取り入れ、CO2排出削減等に前向きに取り組んでまいります。
栃木県	地域振興課	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の可否について、野木町政策課に確認してください。	・届出の可否について野木町政策課に確認を行います。土地の売買等は行わないため、届出は不要。
栃木県	県民協働推進課	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行います。 ・図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う際には、どのような図書類が有害図書類に該

		類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。	当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等を行わないよう必要な措置を行います。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行います。
栃木県	環境保全課	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。（回答不要） ・3000m²以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する小山環境管理事務所環境対策課（0285-22-4309）と協議してください。	・静穏保持に努め、周辺住民から苦情等が発生した場合には、発生源対策を含め誠意を持って対応いたします。 ・小山環境管理事務所環境対策課に届出を行います。 届出予定日：2025. 2. 26
栃木県	資源循環推進課	○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い、拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	・食品ロスの削減等、廃棄物の排出を抑制するとともに、エコマークの認定商品等の取扱い、拡充等、循環型社会の形成に資する取組について検討いたします。 ・食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に取り組んでまいります。
栃木県	交通政策課	新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	オープンに伴い、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。
栃木県	道路整備課	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	—
栃木県	道路保全課	意見なし	—
栃木県	上下水道課	汚水排水計画及び雨水排水計画については野木町担当課と協議してください（回答不要）	—
栃木県	都市政策課	＜盛土安全推進班＞ 現在、県では、令和7年4月1日に宅地造	・都市政策課盛土安全推進班と協議を行います

		成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規制区域を指定できるよう準備を行っております。 規制区域指定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となることに加え、規制区域指定時に当該計画に係る工事を継続している場合でも、届出が必要になることがあります。 そのため、盛土規制法に基づく手続きの要否について、詳細な図面や工程表をもとに、相談協議願います。 なお、規制区域の内外を確認したい場合については、現在、県のホームページにて規制区域の案（現段階での案であり、確定したものではありません。）を公表しておりますので、そちらを御確認ください。 （相談先：都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801） <景観づくり担当> ・栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出の要否について、栃木土木事務所保全管理課と協議してください。 （協議先：栃木土木事務所保全管理課 0282-23-3435） ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、野木町都市整備課と協議してください。 （協議先：野木町都市整備課 TEL0280-57-4156） <開発指導担当> ・開発許可の要否について、栃木県都市政策課と協議してください。 （協議先：栃木県都市政策課開発指導担当 TEL028-623-2466） <計画担当> ・自動車の駐車のに供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、野木町都市計画課（駐車場法担当）と協議してください。 （野木町都市計画課：TEL 0280-57-4161） ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」を参考にしてください。	。協議予定日：2025. 3. 6 ・協議により栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出を行います。 届出予定日：2025. 3. 15 ・栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、野木町都市整備課と協議を行いました。 協議日：2024. 12. 4 ・開発行為許可申請について、協議を行いました。許可申請は不要。 協議日：2025. 2. 5 ・野木町都市計画課と協議を行いました。 協議日：2024. 10. 17 ・栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）を参考に防犯対策に努めてまいります。
栃木県	都市整備課	意見なし	—

栃木県	建築課	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木土木事務所建築指導担当（TEL：0282-23-3748）と協議願います。 なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班（メール：sidohan@pref.tochigi.lg.jp）まで報告願います。	<各申請等提出先・提出予定日> ●建築確認申請 提出先：確認サービス 提出予定日：2025. 4. 4 ●建築物省エネ法適合判定 提出先：確認サービス 提出予定日：2025. 4. 4 ●建設リサイクル法届出 提出先：栃木土木事務所建築指導担当 提出予定日：2025. 4. 30 ●栃木県ひとにやさしいまちづくり条例届出 提出先：栃木土木事務所建築指導担当 提出予定日：2025. 4. 4
栃木県	警察本部 交通規制課	○令和6年12月16日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	・今後、乗入れ口の位置等に変更が生じた場合は、関係機関と再協議いたします。
栃木県	経営支援課	指導事項なし	—